

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇SDRの暫定的価値決定

SDRの価値については、6月のC-20ワシントン会議コミュニケ(7月号「要録」参照)および理事会決議に基づき、49年7月1日以降IMF協定改正までの間、主要16か国通貨の加重平均を基礎に決定する方式(いわゆる「標準バスケット方式」)が暫定的に採用されることとなった。

概要は次のとおり。

- (1) SDRの価値決定にあたり、繰り込まれる通貨は、1968年から72年までの5年間平均の財貨・サービスの輸出額がIMF加盟国合計の1%以上を占める主要16か国の通貨とする。
- (2) SDRの価値は、これら16か国の輸出シェアに応じて算出された各国のウエイト(米ドルのウエイトについては準備通貨としての役割を勘案し輸出シェアの5割増とする)に、ニューヨーク市場における各国通貨

### 1SDR中の各国通貨量

	A ウエイト	B 基準期間の 各通貨1単 位の米ドル 平均相場	C $A \times \frac{1}{B}$ (注1) $\times 1.20635 \times \alpha$	D 主要16か国 の通貨別構 成(注2)
米 ド ル( \$ )	33.0%	1.000000	\$ 0.400300	\$ 0.40
西ドイツ・マルク( DM )	12.5%	0.399356	DM 0.379683	DM 0.38
英 ポ ン ド( £ )	9.0%	2.39840	£ 0.0455189	£ 0.045
フランス・フラン( F.Fr. )	7.5%	0.205268	F.Fr. 0.443212	F.Fr. 0.44
日 本 円( 円 )	7.5%	0.00357872	円 25.4217	円 26
カナダ・ドル( C. \$ )	6.0%	1.03585	C\$ 0.0702628	C\$ 0.071
イタリア・リラ( Lit )	6.0%	0.00156764	Lit 46.4276	Lit 47
オランダ・ギルダー( D.Gl. )	4.5%	0.379006	D.Gl. 0.144025	D.Gl. 0.14
ベルギー・フラン( B.Fr. )	3.5%	0.0262007	B.Fr. 1.62042	B.Fr. 1.6
スウェーデン・クローナ( S.Kr. )	2.5%	0.230149	S.Kr. 0.131766	S.Kr. 0.13
オーストラリア・ドル( \$ A )	1.5%	1.48717	\$ A 0.0122350	\$ A 0.012
デンマーク・クローネ( D.Kr. )	1.5%	0.167615	D.Kr. 0.108555	D.Kr. 0.11
ノルウェー・クローネ( N.Kr. )	1.5%	0.184684	N.Kr. 0.0985220	N.Kr. 0.099
スペイン・ペセタ( Pt. )	1.5%	0.0173181	Pt. 1.05066	Pt. 1.1
オーストリア・シリング( S. )	1.0%	0.0547294	S. 0.221641	S. 0.22
南ア・ラント( R. )	1.0%	1.49077	R. 0.0081369	R. 0.0082

(注1)  $\alpha$ は、6月28日の対米ドル相場に基づき算出される SDR のドル表示の計算値と従来の1SDRのドル換算価格1.20635とを一致させるための調整係数( $\alpha = 1.00554$ )である。

(注2) この各通貨量はC欄を有効数字2桁に調整したもので、1974年7月1日のIMF理事会において承認されている。

の6月27日に終わる3か月間の平均為替相場(米ドル1単位当り各国通貨)を乗じて算出した各国通貨量の合計に等しいものとする(下表参照)。ただし、評価方法の変更前との連続性を持たせるため、6月28日現在の対米ドル相場で換算される1SDRの価値が1.20635(注)ドルとなるよう調整する。

(注) SDRを表示する価値の単位は旧1米ドルと等価となるようIMF協定(第21条第2項)では0.888671グラムの純金に等しいと定められている。その後、71年12月、73年2月と2度にわたるドル切下げの結果、米ドルで表したSDRの価値は1SDR=1.20635ドルとなっていた。

- (3) 1SDRの米ドル建価値は、米ドル以外の通貨量(下表D欄参照)を正午現在のロンドン為替市場における各国通貨の対米ドル売買仲値(ただし、円については東京市場におけるインターバンク直物中心相場)により米ドルに換算のうえ、これに米ドルの通貨量を加えることにより算出する(IMFは米ドル建価値を毎日公表することとなっている)。

またSDRの米ドル以外の通貨建による価値は、上記により計算されたSDRの米ドル建価値と各国通貨の対米ドル直物代表相場(通常は当該国の為替市場での相場)を基礎に算出する。

- (4) なお、SDRの金利について1974年7月1日から12月31日までは5%、その後は市場金利の動きを勘案しつつ6か月ごとに調整する。

## 米州諸国

### ◇連邦準備制度、銀行引受手形の保有限度額の拡大等を発表

連邦準備制度は7月18日、公開市場操作における銀行引受手形(Banker's Acceptance)の保有限度額拡大および政府関係機関(federal agencies)証券に対する制限緩和を発表した。概要は次のとおり。

- (1) 銀行引受手形の保有限度額拡大

過去10年間の銀行引受手形市場の急速な発展に対処し、連邦準備制度の銀行引受手形の保有限度額を現行の125百万ドルから500百万ドルに増額する(注)。

(注) なお、従来、連邦準備制度の銀

行引受手形保有額については、上記保有限度に加え市場総残高の10%以内の制限があったが、この規定は本年4月1日以降撤廃されている。

## (2) 政府関係機関証券に対する制限緩和

- イ. 連邦準備制度保有の政府関係機関証券のうち期日到来分については従来すべて償還することとなっていたが、今後新規発行証券への乗り換えも認める。
  - ロ. 政府関係機関証券の購入については、従来当該証券発行後2週間以上経過したものに限定していたが、今後は発行直後のものの購入も認める。
- (3) 政府証券および政府関係機関証券の保有増減限度額の拡大

上記改正のほか、連邦準備制度は、公開市場委員会の次回会合までの間の同制度による政府証券(U. S. Government securities)および政府関係機関証券の保有増減限度額を、本年3月18日以降20億ドルから30億ドルに引き上げたことをこのほど明らかにした。なおこれまでも保有増減限度額は一時的には必要に応じて30億ドルに引き上げられたことがあった。

## ◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は7月23日、公定歩合を8.75%から9.25%に引き上げ24日から実施する旨を発表した。

本措置の趣旨について Bouey 総裁は、「国内でおう盛な資金需要が続いていることや海外において短期金利が高水準で推移していることを考慮したものである。今回の引上げによって公定歩合はカナダ国内の他の短期金利水準に接近することとなる。インフレ圧力の軽減と経済成長を両立させるかたちで通貨信用の増加を図ることが引き続きカナダ銀行の基本的な政策目標である」と述べている。

## 欧州諸国

### ◇EC、牛肉の輸入制限等を決定

1. EC農相理事会は7月17日、域内の過剰牛肉問題に対処するため、概要以下のような措置を決定した。

- (1) 域外からの牛肉輸入に対する輸入ライセンスの発行を禁止する(7月16日～10月30日)。
- (2) 畜産業者の肉牛屠殺を抑えるため、8月以降75年2月まで「屠殺延期奨励金」を交付する(8月に屠殺した場合の奨励金は1頭当たり20U. Cとするが、逐月これを増額し、75年2月には70U. Cとする)。
- (3) 消費促進を図るため、特定消費者(病院、老人年金生活者、生活保護家庭等、約800万人が対象)に対し、国は購入価格の半額を補助することができる(実施は

各国の裁量に任される)。

2. ECでは、牛肉の生産者価格が、さきに農相理事会で決定した指示価格を大幅(約12%)に下回り、生産者の不満が高まっていた。今次措置はこうした生産者の不満を和らげることをねらったものであるが、さらに豚肉についても供給過剰が問題化しつつあるため、先行き1～2か月のうちに同様の措置が決定される公算が大きい。

### ◇英国政府、補正予算案を発表

1. 英国政府は7月22日、物価抑制に配慮しつつ、雇用機会の拡大および企業の投資意欲増大による経済活動の水準の維持・拡大をねらいとした補正予算案を発表した。その概要次のとおり。

#### (1) 財政面の措置

##### イ. 付加価値税率の引下げ

現行10パーセントを7月29日以降8パーセントに引下げ(これに伴う税収減は本年度140百万ポンド、平年度510百万ポンド)。

##### ロ. 地方税等の減額

(イ) 本年度地方税納付額が前年度比20パーセントを超えるものについては、これを超える分の60パーセントを減額。

(ロ) 10月1日以降、公営住宅家賃の減額措置を講ずる(詳細はおって具体化の予定)。

##### ハ. 食料品に対する追加的補助金の支給対象を拡大

本年度予算計上分500百万ポンドから家庭用小麦粉等を対象に50百万ポンドを追加支出。

##### ニ. 地域雇用奨励金の増額

低開発地域における雇用促進をねらいとして、企業に支給している補助金(現行男子1人を使用する場合、週当たり1.5ポンド)を倍増。

#### (2) その他

##### イ. 配当規制の緩和

現行最大限前年比5パーセント増に抑制しているものを、7月31日以降決算期到来分から12.5パーセントに引上げ。

##### ロ. 国際収支対策

英国の三つの公営企業体を借入れ主体として、イラン政府から向こう3年以内に総額12億ドルの借入れを予定(本借款につきすでにイラン政府との間で合意済み)。

なお政府によれば、上記財政措置の物価引下げ効果は向こう3か月間に1.5%強(最終的には2.5%程度)、需要創出効果は年末末までに約2億ポンド、またこれにより増加する政府部門全体の借入れ所要額は本年度中340百

万ポンドとしている。

2. 本補正予算案につき、ヒーリー蔵相は、「インフレーションを抑制しつつ“business confidence”を回復させることをねらいとしており、これにより“social contract”形成の基盤をも強化することができる」としているが、野党側では、「総選挙を多分に意識したもの(“election budget”)であり、現時点では、“too inflationary”」と批判している。

#### ◇英国、所得政策を手直し

英国政府は7月26日、政令により所得政策「第3段階」の賃金準則(Pay Code, 48年11月号「要録」参照)および賃金委員会(Pay Board, 48年2月号「要録」参照)を廃止した。本措置に伴い、現行所得政策のうち賃金に関する部分は法的規制が全面的に廃止され、今後はいわゆる“social contract”(政府、労組間の実質賃金引上げに関する道義的契約で政府は物価上昇の抑制に努力する一方、労組は賃上げ要求を自主的に規制するというもの)に基づく労組の自主規制方式にゆだねられることとなった。

#### ◇ブンデスバンク、再割引枠使用制限措置の撤廃等を決定

1. ブンデスバンクは、7月3日の定例中央銀行理事会において次の措置を決定、発表した。

- (1) 本年5月31日以降実施している再割引枠の使用制限措置(総枠の75%に制限)を撤廃、7月4日以降別段の通知あるまでの間枠いっぱいの利用を認める。
- (2) 昨年6月1日以降原則として貸付を実施しない扱いとしていたロンバード貸付(債券担保貸付)について、7月4日以降7月31日までの間貸付に応ずることとする。適用金利は年9%(昨年6月以降不変)とし、貸付額に制限は設けない。なお、これに伴い特別ロンバード貸付の利用は当面認めないこととする。

2. クラーゼン・ブンデスバンク総裁は、記者会見において本措置決定の背景等につき要旨次のとおり述べた。

「本措置はヘルシュタット銀行の破たんという事態を考慮して行われたものであることは事実であるが、資金市場の状況からみて、同行の破たんが生じなかったとしても、程度の差はあれ流動性の緩和を考慮せざるをえなかったものと思う」。

#### ◇西ドイツ、10%もの連邦郵便債を発行

西ドイツ政府は7月10日、10%もの連邦郵便債を次の条件で発行することを決定した。

発行額	530百万マルク(うち300百万マルクはブンデスバンクが公開市場操作のために留保)
表面金利	10%
期間	5年
発行価格	98.0%
応募者利回り	10.53%
売出期間	7月16～18日

#### ◇ブンデスバンク、ロンバード貸付の実施期限延長等を決定

1. ブンデスバンクは7月18日、定例中央銀行理事会において次の措置を決定、発表した。

- (1) 7月4日に再開したロンバード貸付の実施期限を1ヵ月間延長し、8月末までとする。
  - (2) ブンデスバンクが手形割引会社(Privatdiskont A. G.)を通じて買入れる銀行引受手形(Privatdiskonten)の買入れ限度を2億マルク引き上げる。ただし、この引上げによる追加的信用は個人銀行および小規模地方銀行に限定して供与されるものとする。
  - (3) 最近西ドイツ銀行協会が設立した銀行間の緊急時資金相互援助のためのシンジケート(Liquiditätskonsortium)に対し、必要な場合にリファイナンス援助を行うこととする(原則としてシンジケート加盟銀行に対し、シンジケートへの資金供与額に応じ再割引枠を上積みする)。
  - (4) 復興金融公庫に対する再割引枠(besondere Rediskontfazilitäten)を引き上げる。これにより同行は中小企業融資につき5億マルクまでのブンデスバンクからのリファイナンスが可能となる。
2. 本措置に関する同行のコミュニケ次のとおり。

「今回の措置は金融機関の資金繰りが季節的になおひっ迫を続ける見通しにあることおよび一部銀行の金融市場での資金調達がこのところ一時的に困難な状況に陥っていることを考慮して決定したものである。また、復興金融公庫の再割引枠引上げは、中小企業金融の円滑化に注力している連邦政府をブンデスバンクの立場から支援するために行われたものである」。

#### ◇ブンデスバンク、先物外国為替取引に関する報告徴求を決定

ブンデスバンクは、ブンデスバンク法第18条(注1)に基づく毎月貸借対照表統計に関する規則(Anordnung für die Monatliche, Bilanzstatistik, 1968年12月6日発効)の一部を改正し、今後は金融機関から概要以下のような

先物外国為替に関する報告を徴求することとし、7月5日これを発表した。

(1) 毎月貸借対照表の中に先物外国為替についての報告 (Meldung über ihre Devisenterminengagements und ihre Fremdwährungs aktiva und passiva) を含めることとする。

(2) 報告の内容等

金融機関は各月末における先物(直物のうち、契約締結後未決済のものも含む)の売為替および買為替の残高(全通貨、米ドル、英ポンド別、また先物については30日以内、1ヵ月超3ヵ月以内、3ヵ月超に区分)を報告するものとする。なお、ブンデスバンクは必要に応じ、適宜の時点において報告を徴求することができる。報告期限は翌月初の5営業日以内とする。

(3) 報告義務のある金融機関の範囲

イ. 外国所在銀行に外貨建もしくはドイツ・マルク建口座を有し、または外国所在銀行の外貨建もしくはドイツ・マルク建口座を有する国内金融機関(注2)ならびに外国銀行の国内所在支店。なお、外国経済地域(in fremden Wirtschaftsgebieten)に支店を有する国内金融機関は、次の報告書をあわせて提出しなければならない。

(イ) 経済地域別に当該地区所在支店分報告書を1通。

(ロ) 外国経済地域所在支店分の報告書を1通。

ロ. その他、ブンデスバンクが必要と認めた金融機関

(4) 上記報告は1974年7月分から実施する。

(注1) ブンデスバンク法第18条

ブンデスバンクは、その任務達成のため銀行および通貨制度の領域において、すべての金融機関に統計を要求、提出せしめる権限を有する。

(注2) 1972年末の貸借対照表残高が10百万マルク未満の信用組合、投資会社など一部金融機関は除外。

#### ◇イタリア、経済緊縮政策を決定

イタリア政府は7月6日の閣議で、物価の高騰、国際収支の赤字拡大に対処し消費需要の抑制を図る趣旨から、増税を中心とした概要以下のような財政緊縮措置を決定した。本措置により向こう1年間に約3兆リラの資金吸収が見込まれるが、これは財政赤字の補てんにあてられることになる。

(1) 付加価値税率の引上げ——食肉については6%から18%へ、しゃし品については18%から30%へなど。

(2) ガソリン税の引上げ——これによりスーパーガソリンは1リットル260リラから300リラとなる。

(3) 自動車、モーター・ボート、家用飛行機等に対する特別付加税の適用——自動車については車種により

6千~20万リラを徴収(1回限り)する。

(4) 法人税の引上げ——現行税率25%を30%とする。

(5) 特別不動産税の賦課——一定基準を超えるアパートメント(部屋数が家族数を超える場合、1部屋につき5千リラ等)、セカンド・ハウス等について特別不動産税(1回限り)を賦課する。

(6) 公共料金(電力、交通、病院関係料金)の引上げ。

(7) 社会保険料の引上げ

なお、同時に低所得層に対する減税措置として、年収400万リラ以下の所得層については課税控除額が84万リラから120万リラに引き上げられた。

#### ◇イタリア、為替銀行に対し対外ポジション規制を実施

イタリア為替局はイタリアの全為替銀行に対し、対外ポジションを7月19日現在のネット・ポジション以上に悪化させてはならない旨通告し、7月22日から実施した。

イタリアでは、厳しい金融引締めにより国内短期金利が上昇している一方、リラ相場も6月後半以降おおむね安定した推移をたどっているため、市中銀行の外資取入れは活発化する傾向にあった。一方、観光シーズン入りとともに国際収支事情はやや好転しつつあり、当面对外借入をさらに増加させる必要がひとところよりも薄れてきたため、金融引締めの抜け道をふさぐ趣旨から今次措置が実施されたものとみられる。

#### ◇スイス国民銀行、為替取引の報告義務を強化

スイス国民銀行は7月12日、市中銀行との協議の後、為替取引の報告について、今後は、①月末のスイス・フラン対価の先物売為替および買為替残高(対居住者取引と対非居住者取引を区分)、②月末の外貨対外貨の先物売為替および買為替残高、③月末の直物の売為替および買為替残高、を毎月徴求する旨決定、発表した。

#### ◇スイス国民銀行、外債発行規制を緩和

1. スイス国民銀行は7月29日、スイス・フラン建外債の発行について発行限度を設けたうえ(当面9、10月合計200百万スイス・フラン、1銘柄60百万スイス・フラン)、9月1日以降認める旨発表した。

2. スイス国民銀行はさる5月、連邦債の消化難等国内資本市場の機能低下に対処してスイス・フラン建外債の発行を禁止した(6月号「要録」参照)が、その後同措置や同行による連邦債買支えなどの効果もあって市場の正常化がある程度実現したため、今回の措置がとられたものとみられる。

### ◇ポルトガル銀行、公定歩合を引上げ

ポルトガル銀行は7月25日、公定歩合を1.5%引き上げ6.5%とし、即日実施することを決定した。

ポルトガルでは、このところ年率25%を上回るインフレーションの高進に悩んでおり、今次引上げはこのような情勢に金融面から対処したものとみられる。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇香港、預金・貸出金利を引上げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、7月4日および16日の2回にわたって、通知預金および定期預金の協定金利をそれぞれ一律1%および1.25%引き上げた(注)(金利改訂は本年に入ってはじめて)。

今回の措置は、最近の海外金利上昇に伴う地場資金の海外流出を防ぐため実施されたもので、同協会では海外金利が下がりしだい引下げを行う意向を表明している。

引上げの内容は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

	7月4日改訂	7月16日改訂
通知預金	8.25(7.25)	9.5(8.25)
定期預金		
1か月	8.75(7.75)	10.0(8.75)
3か月	9.0(8.0)	10.25(9.0)
6か月	9.0(8.0)	10.25(9.0)
1年	9.0(8.0)	10.25(9.0)

なお、普通預金金利の引上げは立法議会での withholding tax の免税金利水準引上げ決定(7月31日、4→5%)をまって、8月1日から実施された(4→5%)。

一方、これに伴って主要英系2行(香港上海、チャータード)は、貸出プライム・レートを7月4日および16日にそれぞれ1%および1.25%引き上げて12.0%とし、本邦為銀各支店もこれに追随した。

(注) 中国系銀行の元建預金金利は昨年3月来の水準(6か月の4.5%、1年もの5.75%)のまま据置き。

### ◇フィリピン、クウェートで国債を発行

フィリピン政府は、すでにクウェート政府の合意を取りつけていた同国での国債発行に関し、6月24日引受会社との間で売買契約を行った。概要次のとおり。

総額

5百万クウェート・ディナール(約17百万ドル)

発行条件

償還期間 5年

利率 年8%

引受会社

クウェート国際投資会社(K I I C)(注)

クレディ・スイス・ホワイトワールド

野村証券

同国では、先行き銅、コプラ、木材等主要輸出品の市況軟化、石油、工業製品等輸入価格の上昇からとくに本年央以降の貿易収支悪化が避けられないとの見方を強めており、その対策としてすでに本年3月以降、欧米、日本等からスタンドバイ・クレジットの取決めなどを行ってきた(7月号「要録」参照)。今回の起債は、かかる国際収支対策の一環として行われるもので、中東産油国からの資金導入のルートを切り開いたものとして注目されている。

(注) 今次発行分は全額K I I Cが引き受け、すでに確定している金融機関等国内消化先に売却することとなっている。

### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは、国際収支の悪化に対処して4月24日の切下げ(5月号「要録」参照)に続き、7月5日為替レートを1米ドル=620ピアストルから630ピアストルに切り下げた(切下げ率1.6%)。なお、米国援助物資の輸入については、特別補助金が1米ドル当り60ピアストルに据え置かれたため、実効為替レートは1米ドル=570ピアストル(従来560ピアストル)となる。

### ◇タイ、輸入関税を引下げ

タイ政府は7月9日、生活必需品、原材料等306品目にわたる輸入関税の大幅引下げを発表、翌日から実施した。

同国では、本年初来消費者物価の騰勢が輸入品価格の高騰を主因に一段と加速しており(消費者物価上昇率、73年第4四半期、前年同期比+14.5%→74年第1四半期同+20.0%)、これが最近における労働ストや暴動の原因となっている。こうしたインフレ高進に対処するため、外貨準備が比較的潤沢(5月末17.3億ドル、年初来増加額4.3億ドル)な事情もあって本措置の実施に踏み切ったものとみられている。

措置の概要次のとおり。

- (1) 食料品……原則として、現行税率の場に引き下げる(ミルクおよび同製品10→1%、粉乳・バター25→2.5%など)。
- (2) 医薬品……国産可能なものは現行税率を30%まで、その他のものは10%まで引き下げる(ピタミン剤80→30%、薬剤用原料30→20%な

ど。

- (3) 原材料……原則として、現行税率の半に引き下げる(金属、硫黄、材木等10→1%など)。ただし、工業原料用農産物は25→15%。  
 (4) 農工業用機械および部品……現行15→10%。

#### ◇シンガポール、最低現金準備率等の引下げおよび金利の引上げを発表

シンガポール金融管理庁は7月15日、次のとおり商業銀行等の最低現金準備率等を引き下げる一方、預貸金金利を引き上げる旨発表、翌日から実施した。

##### (1) 措置の内容

- イ. 最低現金準備率(minimum cash balances)を従来の9%から8%に引き下げる。  
 ロ. 流動比率(minimum liquid assets)規制上、準備資産として認められる商業手形の割合の上限を対象債務(注)の3%から5%に引き上げる(流動比率は従来どおり20%に据置き)。  
 ハ. 貸出金利の引上げ  
 最低貸出金利を従来の9.25%から11.25%に引き上げる。  
 ニ. 預金金利の引上げ

	旧	新
普通預金	4.5%	6.0%
定期預金		
1ヵ月もの	5.0	7.0
3ヵ月	6.5	8.5
6ヵ月	7.0	9.0
9ヵ月	7.5	9.5
12ヵ月	8.0	10.0

なお、1年超ものについては従来どおり預金者との個別交渉にゆだねられる。

##### (2) 背景

同国では、年初来消費者物価が輸入価格の高騰などから騰勢を持續している(74年第1四半期、前年同期比+33%)一方、工業生産の伸び率が金融のひっ迫化などを映じて鈍化傾向をたどっている(73年第4四半期、前年同期比+6.6%→74年第1四半期同+4.8%)。このため、①金利引上げにより、貯蓄の奨励、資金の海外流出阻止、非生産部門の需資抑制を図る一方、②現金準備率の引下げ等により生ずる資金を製造業等優先部門に供給することによって高成長を維持することをあわせねらったものとみられている。

(注) 流動比率の対象債務は、①預金(インターバンク、Asian Currency Unit 勘定を除く)、②在シンガポール銀行からの借入れ(ネット・ベース)、③国内で発行されたシンガポール・ドル建C

D(同)、の合計額。

#### ◇インドネシア、原油輸出価格を引上げ

インドネシア国営石油会社(プルタミナ)は6月29日、原油の輸出価格を現行1バーレル当り11.7ドル(5月号「要録」参照)から12.6ドルに引き上げ(引上げ率7.7%)、7月1日積出し分から実施する旨発表した。同社は価格引上げの理由として、①インドネシア原油の現行価格は品質面(低硫黄)からみて低すぎる、②OPECのメンバーであるが中東諸国等と立場が異なり(立地、公示価格制不採用など)、必ずしも他のOPEC諸国と同一歩調をとる必要はない、③工業製品等輸入価格の高騰が続いており、国際収支面からも価格引上げが必要である、ことなどを明らかにしている。

#### インドネシア原油価格の推移

(単位・ドル/バーレル)

1970年8月31日	1.70
71年4月1日	2.21
10月1日	2.26
72年4月1日	2.96
73年4月1日	3.73
10月1日	4.75
11月1日	6.00
74年1月1日	10.80
4月1日	11.70
7月1日	12.60

#### ◇インド、公定歩合の引上げ等を実施

インド準備銀行は7月22日、公定歩合引上げをはじめとする一連の金融引締め措置を発表した(翌23日から実施)。今次措置は、インフレ対策の一環として政府による所得政策の導入(7月号「要録」参照)に呼応し実施されたものである。

本措置の概要、次のとおり。

- (1) 公定歩合を7.0%から9.0%に引き上げる。
- (2) 商業銀行の最低貸出金利を11.0%から12.5%に引き上げる。なお、選択的規制対象(綿花、小麦等農産物の卸・小売業)向けの最低貸出金利は13.0%から15.0%に引き上げる。
- (3) 預金金利の上限を8.0%から10.0%に引き上げる(なお、上限が適用されているのは期間5年以上の預金)。

#### ◇インド、賃金の強制貯蓄など所得政策を導入

インド政府は7月6日、インフレ抑制を主眼とする所得政策を発表した。その概要等次のとおり。

## (1) 政策の概要

## イ. 賃金等の強制貯蓄

公務員、産業労働者に支給される、①今後1年間の賃金・ボーナスの上昇分全額、②今後2年間の物価手当(前記賃金・ボーナス以外に支払われるもの)の上昇分の半額を準備銀行に新たに設置される特別勘定にそれぞれ強制貯蓄させる(付利11%)。

## ロ. 高額所得者に対する預入義務づけ

年間所得15千ルピー以上の納税義務者に対し、今後2年間、累進的にその収入の4～8%相当額を指定銀行へ強制預入させる(付利8.5%)。

## ハ. 配当制限

企業の配当支払いを今後2年間、税引き後利益の3分の1または株式額面の12%を上限とし、いずれか低い方に制限する。

## (2) 背景

同国では、昨年5月来金融引締めを漸次強化してきたが、食糧の投機的買占めや原材料不足による工業生産不振などから本年初来物価の騰勢が一段と強まっております(卸売物価の前年比、73年10～12月+23%→74年4月+29%)、これがスト、暴動等社会不安の原因となっている。かかる状況にかんがみ政府としては、本措置の導入以外にはインフレ抑制の道はないとの判断から、これに踏み切ったものとみられている。なお政府は、本措置により今後2年間に約125億ルピーの資金を吸い上げ、マネー・サプライの伸びを5%程度引き下げうるものと期待している。

## ◇豪州、預貸金金利の引上げおよび支払準備率の引下げを実施

豪州準備銀行は7月9日、市中銀行の預貸金金利上限を引き上げる一方、同支払準備率を6月(9.0→7.5%)に続き、7月9日以降3回にわたって引き下げた。

措置の概要次のとおり。

	旧	新
当座貸越金利	9.5%	11.5%
定期預金金利		
5万ドル以上	8.0	10.0
5万ドル未満		
3か月以上6か月未満	6.75	9.0
6 〃 12 〃	6.75	9.5
12 〃 24 〃	7.5	9.5
24か月以上48か月まで	7.5	9.0
支払準備率(注)		
7月9日実施	7.5	6.9

12日実施	6.9%	6.0%
24日 〃	6.0	5.5

(注) これら3回の引下げにより生じた資金(約274百万豪ドル)は農業開発資金等に充当されることとなっている。

同国では、輸入物価高騰、賃金上昇などから消費者物価が本年初来一段と騰勢を強めている(73年10～12月、前年比+13.2%→74年4～6月、同+14.5%)一方、昨年初来の金融引締めを映じた企業金融のひっ迫、羊毛市況低落による輸出伸び悩みなどから国内景気は停滞の兆しを強めている。かかる状況に対し、準備銀行はインフレ抑制を政策の基調にしつつも、支払準備率引下げによって生じた資金を農工業等生産部門へ優先的に供与し、景気的大幅落込み回避を図ろうとしたものとみられている。

## 共産圏諸国

## ◇第28回コメコン総会の模様

コメコン総会は、6月18日から21日までブルガリアのソフィアで開催された。合意をみた主要事項は次のとおり。

- (1) 1990年までの電力需要を予測し、これに基づき既存の統一電力網(ミール)の整備、拡充を図る。
- (2) 1990年までの石油等のエネルギー協力長期計画を策定する。
- (3) コメコン域内の原子力発電所建設を促進する目的から、国際原子力エネルギー機構(インテル・アトム・エネルギー)を創設する。
- (4) ソ連内のオレンブルグ・ガス田の開発には東欧諸国が協力を行い(ガス輸送のためのパイプライン2,750キロ建設など)、ソ連は年間155億立方メートルのガスを協力国に供給する。

## ◇ソ連、米国と経済協力協定を調印

ソ連と米国との経済交流は73年以降急テンポで活発化してきたが、これを一段と促進することに関し、ニクソン米大統領、ブレジネフ・ソ連共産党書記長の両首脳間の話し合いがまとまり、6月29日経済・産業・技術協力協定(期間10年)が両者間で調印された。これにより協力を促進することとなった主要分野は次のとおりである。

- (1) 機械設備(とくに、工業原料、農産品、消費物資、サービス等の分野における新企業の設立や既存企業の拡張、近代化に必要なとされるもの)の取引。
- (2) 特許権、産業ノウハウ、ライセンスの相互供与。
- (3) 技術者の訓練と専門家の交流。

- 
- (4) 第三国における産業建設。
- (5) 両国企業関係者からなる専門家作業グループ会議の開催(年1回以上)、産業・商業についての情報交換。
- (6) 駐在員の事務所・住居の提供ならびにこれら職員・家族に対する入国査証の発給と商業目的による国内旅行の許可。

◇ルーマニア、世銀から初借款

ルーマニアはこれまで自主的に西側先進諸国と経済交

流を深め、72年12月にIMFおよび世銀への加盟を実現したが、このほどはじめて国内開発資金の一部を世銀から借り入れることに成功した。これは同国のガラチ地区テクチの肥料工場(尿素、硫酸)建設のための資金(総額2億ドル)に充当されるもので、世銀からの借入額は60百万ドル(借款条件は未詳)である。なお、当該プロジェクトによる外貨節約は年当り約36百万ドルになるとみられている。